

住宅リフォームに関する消費者トラブルに係る 関係省庁担当課長会議（第2回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成17年7月12日（火）14：00～15：15
2. 場 所：内閣府本府仮設庁舎 207 共用会議室
3. 参加者
警察庁 （生活安全局）藤村生活経済対策室長
法務省 （民事局）江原局付
厚生労働省 （老健局）本後計画課長補佐、（社会・援護局）橋本地域福祉課長補佐
経済産業省 （商務情報政策局）川上消費経済政策課長、宮原消費経済対策課長補佐、
樋口取引信用課長補佐
国土交通省 （住宅局）瀬良建築生産技術企画官
（総合政策局）島田政策課長補佐、平田建設業課長補佐
内閣府 （国民生活局）山田審議官、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、
野中消費者情報室長、丸山消費者企画課長補佐
（共生社会政策統括官）中原少子・高齢化対策第2担当参事官

（オブザーバー参加）

独立行政法人国民生活センター 井口相談調査部調査役

（議事次第）

1. 開 会
2. 関係省庁等の対応策について
 - ・ 警察庁
 - ・ 経済産業省
 - ・ 国土交通省
 - ・ 厚生労働省
 - ・ 法務省
 - ・ 国民生活センター
 - ・ 内閣府
3. 意見交換
4. 閉 会

（配布資料）

別添配布資料参照

(概要)

- 住宅に関するリフォームに関する消費者トラブルに対する関係省庁等における対応策について、資料をもとに各省庁より順次説明。

- 説明後、大要以下のような意見交換が行われた。
 - ・ 前回の会議の場で、国土交通省、国民生活センターについては検討をお願いしていた点があるが、この検討事項について、会議後持ち帰ってどのように検討されたか伺いたい。

まず国土交通省に対して伺いたい。許可を得ていない悪質な住宅リフォーム事業者に対して、現在、登録や届出を義務付けるような方向で検討されているのか
 - ・ 現行の建設業法上も、許可を得ていない事業者に対して、都道府県知事が指示、営業停止といった規制を行うことは可能である。しかしながら、実際に規制を行う都道府県の運用実態について不明な点もあり、7月20日から設置する悪質リフォーム対策検討委員会では都道府県の運用実態を含め、現行の建設業法上の規制のあり方について様々な検討を行いたいと思う。
 - ・ その検討委員会では、許可基準の見直しなど建設業法の改正を含めた検討を行う予定なのか。
 - ・ 許可基準の見直し等を視野に入れているわけではない。小規模な事業者に許可を義務付けると悪質な事業者だけではなく、現在、真面目に住宅リフォームを行っている事業者に対しても様々な義務を課すことになり、これが小規模な事業者にとっては大きな負担になるという問題がある。許可基準の見直し等については、本当に悪質リフォーム事件の防止に効果があるのかを含め、慎重に検討を行う必要がある。
 - ・ もう1つの検討事項について、国民生活センターに伺いたい。前回、国民生活センターに対し、悪質な事業者に対しては実名公表する方向で検討すべきではないかと申し上げたが、その後の検討結果はどうなったか。
 - ・ 前回お話ししたとおり、実名公表となると、公表された事業者に与える影響が甚大なため、公表に当たっては十分な調査が必要となり、慎重にならざるを得ない。架空請求業者のように、架空請求書に表示されている住所なり所在地が実際に存在せず、虚偽の住所であれば、そのことをもって悪質だといえると思う。しかしながら、住宅リフォームの事業者の場合、実際に拠点を設け、営業活動を行っている以上、この事業者は悪質だということで公表するためには、個々の悪質性を確認する必要がある。現実問題としてこれは困難。よって、国民生活センターでは、今のところ今回の住宅リフォームの問題に関し、事業者名を公表する方向で考えてはいない。前回も申し上げたが、国民生活センターの役割としては、個別の悪質業者を公表するよりも現実の悪質業者の手口を公表することで、消費者に注意喚起を促すというのが本筋だと考える。
 - ・ 経済産業省に伺いたいのだが、特定商取引法の行政処分は、法律上、その業を

所管する主務大臣も行うことも可能だが、経済産業省以外の省庁が特定商取引法に基づく行政処分を行った事例というものはあるのか。

- ・ 都道府県においては行政処分を行った事例はあるが、国の省庁では経済産業省以外に特定商取引法に基づく行政処分を行った事例はないと承知している。
- ・ もし今後、他省庁が行政処分を行うとなった場合、処分は経済産業省とその省庁の連名で行うのか。
- ・ もし行政処分を行う際に、経済産業省と連名で行いたいという省庁があれば、その時点で検討することとしたい。ただ、行政処分を行うためには、違反の事実関係を調査し、事実認定をした上でないと出来ないので、経済産業省のような執行を担当する部門が他省庁になれば、行政処分を実際に行うことが可能かどうかについて慎重な検討が必要。
- ・ 経済産業省では、こういう行為を行うと特定商取引法違反となるというのが分かるガイドラインか運用基準などを作成しているのか。
- ・ ガイドライン等はないが、こういう行為を行うと、法違反になるという例示は解釈通達として公表している。
- ・ 経済産業省から、「特定商取引法の解釈通達の改正を通じて、事例に基づく違反行為を明確化し、執行強化に資する。」（資料 1-2（対策の内容）（3））とのご説明があったが、この解釈通達の改正により、今までの法解釈を変えるというようなことはあるのか。
- ・ そのようなことはない。法の執行をしやすいように、例示を追加するものである。
- ・ 対応策はいつ公表するのか。
- ・ 明日、内閣府が各省庁等の対応策を取りまとめ、関係省庁担当課長会議決定として発表したい。
- ・ 本件のフォローアップのために、また関係省庁担当課長会議を開催することとしたい。

○ 今回の議論を踏まえ、早急に対応策を取りまとめて 13 日に公表すること、対応策のフォローアップのための会議を開催することについて合意がなされた。

（以上）